

税の申告相談会が始まります

⑫ページの「税務署からのお知らせ」もあわせてお読みください

税の申告相談会日程 2月13日(火)～3月15日(木)まで

月日	会場	対象住所(地区名)	
		午前(9:00～12:00)	午後(1:00～4:00)
2月13日(火)	立西町民会館	檜生原・折合・天ノ川	南川口・寺野
14日(水)	〃	秋丸・大向	家地川・野地
15日(木)	七里集会所	日野地・上秋丸・窪川中津川 壱斗俵・市生原	米奥・東北ノ川・作屋
16日(金)	〃	中村・勝賀野・川ノ内・七里 (志和分・西ノ川・柳瀬)	七里(小野川・本在家・越行・ 影山・三滝・沖代)
19日(月)	東又地区基幹集落センター	向川・数神・奈路	八千数・弘見・飯ノ川
20日(火)	〃	藤ノ川・親ヶ内・本堂	志和峰・黒石・与津地
21日(水)	〃	平野・道徳	土居
	志和コミュニティセンター	志和・大鶴津・小鶴津	
22日(木)	十和体育館	里川・浦越・茅吹手・津賀 野々川	大道・戸川・小野・久保川
23日(金)	〃	昭和・十和川口・地吉	河内・大井川
26日(月)	〃	十川・古城	広瀬・井崎
27日(火)	旧大奈路小学校 体育館	江師・小石・芳川・西ノ川 木屋ヶ内・下道	大正大奈路・大正中津川 下津井
28日(水)	大正北ノ川多目的集会所	打井川・上宮・弘瀬	大正北ノ川・市ノ又・烏手 相去
3月1日(木)	きらら大正	大正(大正橋から南町)	大正(轟崎・つづら川)・瀬里 希ノ川・上岡・下岡
2日(金)	仁井田町民会館	床鍋・影野・魚ノ川	奥呉地・下呉地・替坂本 六反地
5日(月)	〃	仁井田(神有、本田、辻ノ川 浜ノ川を含む)・小向	平串・富岡・中ノ越
6日(火)	興津海の家	興津	
7日(水)	四万十町農村環境改善 センター(多目的ホール)	口神ノ川・中神ノ川・奥神ノ川 仕出原	大井野・宮内・東川角
8日(木)	〃	根元原・東大奈路・西川角	根々崎・金上野
9日(金)	〃	高野・若井川・峰ノ上・見付	神ノ西・窪川・西原・若井
12日(月)	〃	茂串町・本町・新開町	古市町・榊山町・東町
13日(火)	〃	北琴平町・琴平町・香月が丘	
14日(水)	〃		
15日(木)	〃	申告未済者	

※事業収入(農業・営業など)や医療費控除を申告される方は、収支内訳書、領収書などを事前に整理集計しておいてください。整理・集計ができていない方については、順番をお待ちいただく場合があります。あらかじめご了承ください。

今年も町県民税・国民健康保険税の申告時期が近づいてきました。皆さん、書類の整理は進んでいますか？申告した内容は、町県民税や国民健康保険税の課税資料となるほか、各種行政サービスの資料となります。事前に収支などの資料を整理して、スムーズな申告にご協力をお願いします。

なお、今回の申告相談会より消費税の確定申告の受付は行いませんので、税務署にご相談ください。

社会保障・税番号制度の導入に伴い、平成28年分の所得申告より、マイナンバー(個人番号)の記載と本人確認書類の提示が必要となりました！

申告が必要な方は、次のとおりです。なお、申告書の書き方が分からない方は、申告相談会をご利用ください。

1 申告が必要な方は？

平成30年1月1日に四万十町に住所がある方です。ただし、次の方は除きます。

- ・税務署へ確定申告される方
- ・給料・公的年金のみの方
- ※勤務先から給与支払報告のない方や控除漏れなどがある方は、申告が必要です。

2 申告が必要な収入は？

平成29年1月1日～12月31日までに生じたすべての収入を申告する必要があります。

3 申告相談会の日程は？

2月13日(火)～3月15日(木)
【詳細は、次ページの日程表を参照】

※この期間中は、本庁・各地域振興局での申告相談はできませんのでご了承ください。

4 申告に持参する物は？

- マイナンバー(個人番号)確認書類
 - ・マイナンバーカード
 - ・通知カード
 - ・住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるもの)
 } いずれか1つ
- 本人確認書類
(マイナンバーカードを持参される方は必要ありません。)
 - ・運転免許証・パスポート・身体障害者手帳
 - ・税務署からのお知らせハガキ
 - ・公的医療保険の被保険者証
 - ・国民年金手帳など
- 扶養親族のマイナンバーが分かるもの
- 印鑑(認印可)
- 昨年の収入・経費の明細・領収書など
- 各種控除を証明する書類
(生命保険・医療費領収書など)
- 源泉徴収票と本人口座情報
- 事業(農業・営業)収支のわかる帳簿



★★ 16才未満の扶養申告は忘れずに！ ★★

平成24年分から年少扶養控除(16歳未満)が廃止されたため、年末調整手続きで年少扶養の届出をされていない方が、一部で見られます。

町県民税の非課税判定は、右の表のとおり扶養人数と所得で行います。申告がないと適切な判断ができません。

事業所への届出など、もう一度確認をお願いします。

★★ 所得税の還付申告をされる方へ ★★

申告相談会場は大変混雑します。所得税の還付申告だけを受けられる方は、相談会の期間外での申告にご協力をお願いします。

【住民税の非課税判定の所得】

人数	均等割	所得割
1人	28万円	35万円
2人	72.8万円	102万円
3人	100.8万円	137万円
4人	128.8万円	172万円

※人数は申告者+扶養者などの数
金額は申告者の所得

【お問い合わせ先】税務課 ☎22-3116